

各自治体の周知・啓発の事例

市において子どもの権利保障を推進するためには、子どもや大人が条例について知り、子どもの権利について理解を深める必要がある。

条例及び子どもの権利の周知啓発の方法として主に以下のものが挙げられる。

- ① パンフレット・チラシ等による周知啓発
- ② 学校等における周知啓発
- ③ イベントの実施
- ④ アンケート調査
- ⑤ オンブズパーソンによる周知啓発

①パンフレット・チラシ等による普及・啓発

●条例に関するパンフレットの作成・配布

条例を制定した自治体において、パンフレットやチラシ等を作成している。子ども向け、大人向けに分類し配布をしている事例もある。

あそ ばしょ 遊べる場所

- じどうかん 児童館
- キッズ・プラザ
- 公園 など

みんなのおうちの近くにはどんなところがあるかな？

そうだん ばしょ 相談できる場所

「子どもオンアスマン」はどんなことをしてくれる人かな？

話をよく聞く
気持ちを受けとめる

いっしょに考える
どうしてそうなったのかを調べる

子どもにとってよいと思うやり方がいけつする
子どものことをいちばんに考える

※ひみつは守ります

こ 子どもの相談室

げつようび じようび げんじ じ こころ じ
月曜日から土曜日 午前11時から午後7時まで
※日曜日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休み

ホームページ

★電話 0120-463-931

★メール kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

★手紙 〒165-0027 中野区野方1-35-3 子ども相談室 あて

みんなは、こまったらどこに相談する？
中野区では、こんな相談室をつくったよ！

このリーフレットをつくりました！
東京経済大学 野村武司先生と学生
子ども教育福祉大学 岩川祝子先生と学生

区立前中学校の生徒さんにもご意見をいただきました！

中野区子ども教育課 子ども・教育政策課 2023年3月 発行

2022年4月スタート！

なかのく 中野区

子どもの権利に関する条例
ができました！

子どもの権利に関する条例ってなんだろう？

子どもたちがみんなが幸せに生きるために大切なこと、それが「子どもの権利」なんだ。

中野区は、この権利を大切にすることをやくそくしたよ。
そのやくそくが、子どもの権利に関する条例だよ。

中野区食育マスコットキャラクター「うさごはん」

なかのく 中野区

つながるはじまるなかの

かわいい条例の内容はこちら

- 映像、Web等での広報
動画を活用した普及啓発を行っている。



豊田市子ども条例啓発動画「子どもの権利ってなんだろう？」②自分らしく生きる権利・豊かに育つ権利

豊田市子ども条例啓発動画「子どもの権利ってなんだろう？」

●情報誌等の発行 札幌市、川崎市、松本市等で発行している。

総務省からの お知らせ

保護者の皆様へ お子様を安心安全にスマートフォンを利用するために
満18歳未満のお子様スマートフォン等インターネット接続機器を利用させる
場合、保護者の方は次の点に十分注意してください。

- 1 適切にインターネットを利用する**
SNSを利用して子供たちを言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込まれる深刻な事案が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。
- 2 家庭のルールを作る**
長時間利用によるネットの依存症も増加しています。適切な生活習慣が身につけられるように、お子様と一緒に話し合い、それぞれのご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」など、ルールは具体的に決めることがポイントです。
- 3 フィルタリングなどを設定する**
「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が、不用意に違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子供たちが事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォン等には必ず「フィルタリング」を設定してください。

○実際に起きたトラブル事例をもとに、予防法と対策法をまとめた「インターネットトラブル事例集(2023年度版)」や、相談窓口のご案内を総務省ホームページに掲載していますのでご利用ください。

■インターネットトラブル事例集(2023年度版)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000872813.pdf

総務省インターネットトラブル事例集 **検索**

■インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/img/reference.pdf

総務省インターネット上の誹謗中傷への対策 **検索**

【本件に関するお問い合わせ先】
総務省 北海道総合通信局 情報通信部
電気通信事業課
☎ 011-709-2311
(内線:4704)

文字だけのコミュニケーションは意外と難しい!! 出典:インターネットトラブル事例集(2023年度版)

このコミックは、文字だけのコミュニケーションがもたらす誤解やトラブルをテーマに描かれています。登場人物は、SNSやメールでのやり取りを通じて、相手の意図を正しく理解できず、不快な思いを抱いたり、トラブルに巻き込まれたりする場面が描かれています。

考えてみよう!

- 会話は遠く、ささいなことでも誤解や感情の行き違いが生じやすいグループワーク。トラブルに発展することなく、仲良く使い続けるために気をつけたいことは?
- A 距離を縮めたいために** 匿名で投稿するから、自分の気持ちを正直に伝えることが難しい。
 - B 遠くで投稿するから** 遠くにいるからこそ、相手の気持ちを想像し、思いやりを持って伝えることが大切。
 - C ムカッ!イライラ!としたら** 嫌な気持ちになっても、少し落ち着いて、文字で伝えたいなら、冷静に伝えることが大切。

子どもがきらりと輝くまちに
子どもの権利 ニュース
第30号
令和6年3月発行

子どもにとって大切な権利
・安心して生きる
・自分らしく生きる
・豊かに育つ
・参加する

「こどもまんなが アクション」 リレーションポジウム in北海道

令和6年1月22日(月)、こどもや子育てにやさしい社会づくりを推進するために「こどもまんながアクション」リレーションポジウムin北海道が札幌エルプラザで開催されました。

このシンポジウムは、「こどもまんなが社会の実現のために～親も子も共育ち」をテーマとし、こどもや子育てに関わる全ての人が、共に育ちあう地域を創出し、こどもや子育て世代を社会全体で支える気運の醸成を図ることを目的として、札幌市と北海道が共同で開催いたしました。

★「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の愛称「こもりん」発表
北海道が作成した、妊娠中の方やこども連れの方に対する様々な優先サービスを積極的に提供することを示すシンボルマークの愛称「こもりん」が発表され、考案者である西崎 一晴(にしじまいつせい)さん(8歳)が表彰されました。



当日は雪の降る悪天候でしたが、対面とオンライン形式により、子育て当事者の方、自治体・保育所、認定こども園等の関係機関の方々など、約200名にご参加いただきました。

★基調講演「こどもまんなが社会の実現のために～親も子も共育ち」
NHK、Eテレ「すくすく子育て」に出演されており、子育てを本を中心に多数の著書を執筆されている、玉川大学教育学部教授 大豆生田 啓友氏による基調講演では、ご自身の子育てエピソードを交え、こどもだけでなく、保護者や養育者を支える大切さについて、心温まるお話をいただきました。



▲秋元克広札幌市長より開催の挨拶

★トークセッション
札幌市や東神楽町など、道内の自治体や団体5組が、親も子も地域で孤立させないための取組事例を紹介。
北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター准教授の川田学氏の進行により、コメントーターに大豆生田啓友氏、パネリストにこども家庭庁成育局成育環境課長 山口 正行氏を迎え、活発な意見交換が行われました。



▲札幌市における子育て支援の取組事例を発表

札幌市子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943



札幌市公式HP:「子どもの権利」のページ



Eメール



<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

kodomo.kenri@city.sapporo.jp

令和6年(2024年)3月発行

②学校等における周知啓発

●学習パンフレットの作成・配布

松本市において、子どもの権利の学習のための学習パンフレットの作成

「子どものけんり」がどんなものか、わかったでしょうか？
 あなたに「けんり」があるように、まわりの人にも「けんり」があります！
 あなたのことも、まわりの人のことも、たいせつにしましょう。
 もし、あなたの「けんり」がたいせつにされていないと思ったら、まわりのおとなや友だち、「こころのすず」にお話してみましよう。

こころのすず(そうだん室)

あなたが、かなしいとき、こまったとき、だれかに話を聞いてほしいときは、「こころのすず」にお話してください。

- いつ？ 月～木・土曜日 午後1時から午後6時
金曜日 午後1時から午後8時



- どうやって？ でんわ 0120-200-195 (むりよう)
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
あいに行く まつもとしゃくしょおおてじむしょ2かい

令和6年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ1
 令和6年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会
 編集 松本市子ども部子ども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室
 問い合わせ 松本市子ども部子ども育成課 子ども政策担当
 住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7
 電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309



※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、松本市の子どもたちがかんがえました。

令和6年度 子どもの権利学習パンフレット ステップ1

あかるいみらい



「子どものけんり」って？
 子どものけんりとは、子どもたちが元気にせいちょうしていくために、大切なものです。

年 組 なまえ

はじめに…

みなさんは、「子どものけんり」を知っていますか？
 子どものけんりは、子どもがしあわせに生き、そだっていくために、なくてはならないものです。
 みなさんの学校がある松本市には、「子どもの権利に関する条例」というルールがあり、子どものけんりを大切にしています。
 子どものけんりについて、いっしょに考えてみましょう！

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

③ イベントの実施

- 子どもの権利に関するイベントの実施
川崎市、松本市等において実施している。

かわさき 令和6年度

子どもの権利の日つどい

日 令和6年 **11月30日(土)** 場 所 **中原市民館** 中野区南丸子 3-1100-12
 10:00～15:00 パークシティ武蔵小杉ミッドスカイタワー1-2 階
(2F 南武館 [国際小形家] または東急東横線・日通線 [国際小形家] から徒歩3分、JR横須賀線 [国際小形家] から徒歩4分)
一部の企画は15時以降実施のものがあります。

2階 ホール ★ 短編映画上映会 ★
アニメーション作品を上映!

午前の部 サンタ・カンパニー 真夏のメリークリスマス 約27分
 「サンタ・カンパニー〜クリスマスの秘密〜」で描かれた世界から、南の島に舞台をつつしたスピノフ作品。サンタクロースになることを目指す子どもたち「トントウ」が今回は南の島で大活躍します。クリスマスに素敵なギフトを贈るため、トントウたちは毎日訓練に励みます。果たして今回はどんな事件が待ち受けているのでしょうか—

午後の部 コルボッコロ 約34分
 さまざまな文明や宗教が混在する世界を舞台に、不思議な力を持つ巫女の血を引いた少女・鈴が、自然の精霊コルボッコロと出会い、自分のあるべき姿や進むべき道を模索していく様子を描く。

時間 **午前の部** サンタ・カンパニー 真夏のメリークリスマス **10:30～11:00 (10:15 開場)**
午後の部 コルボッコロ **14:30～15:10 (14:10 開場)**
 定員 各回 350名程度 (先着順) 費用 無料
 申込 不要 (当日直接)

2階 ホール “子どもの権利×うんこドリル”
ステージショー

市100周年を機会に川崎市とうんこドリルがコラボして作成した、「子どもの権利」について解説する「川崎市×うんこドリル 子どもの権利とうんこドリル関連グッズを参加者全員にプレゼント!!!」ステージショーでは、うんこ先生が登場! 司会者とうんこ先生によるマイクパフォーマンスを行い、来場者を変えて、うんこドリルの問題を一緒に解く体験イベントを実施します!

時間 **午前の部** 11:30～12:00 (11:15 開場)
午後の部 13:30～14:00 (13:15 開場)

定員 各回 350名程度 (先着順) 費用 無料
 申込 不要 (当日直接)

※中学生以上はうんこドリルと関連グッズをプレゼント!

うんこドリル

2階 ホール

午前の部
 短編映画上映会
 (サンタ・カンパニー 真夏のメリークリスマス)
10:30～11:00 (10:15 開場)

“子どもの権利×うんこドリル”
 ステージショー
11:30～12:00 (11:15 開場)

午後の部
 “子どもの権利×うんこドリル”
 ステージショー
13:30～14:00 (13:15 開場)

短編映画上映会
 (コルボッコロ)
14:30～15:10 (14:15 開場)

2階 第1会議室

CAPプログラム
 ワークショップ
12:00～13:30
 CAP(キャップ)とは、C:Child子どもへの A:Assault暴力 P:Prevention 防止・予防の略。人権意識・エンパワメント・コミュニティの3つを柱に、子どもが、いじめ・虐待・体罰・差別・性暴力など様々な暴力から自分の心と体を守る予防教育プログラム
 講師:CAPかわさき 岡部百世氏、福田あゆみ氏

人権意識
 エンパワメント
 コミュニティ

2階 第2会議室

子どもの権利条約
 関連書籍企画
10:00～15:00
 子どもの権利に関する本が大集合!
 実施:生かそう!子どもの権利条約出版社(有志)の会

2階 第3・4会議室

うんこドリルを
 学ぼう! 遊ぼう! 使おう!
14:00～15:30
 「子どもの権利×うんこドリル」を使って、子どもの権利を楽しく学ぼう! 地域で子どもの権利を学ぶとき、この「うんこドリル」をどのように活用できるのか、ワークショップをぜひ体験しましょう!
 実施:かわさき子どもの権利フォーラム ©YERKS

2階 体育室

出張!ミニ子ども夢パーク
10:00～15:00
 工作や音楽あそびなど、夢パークでできる楽しい体験ができます
 実施:川崎市子ども夢パーク

2階 和室

子どもの権利条約
 かるた体験
10:00～15:00
 かるたで楽しく子どもの権利条約を知ろう
 実施:文芸学館大学・立教大学
 シーライツボランティア学生

④ アンケート調査の実施

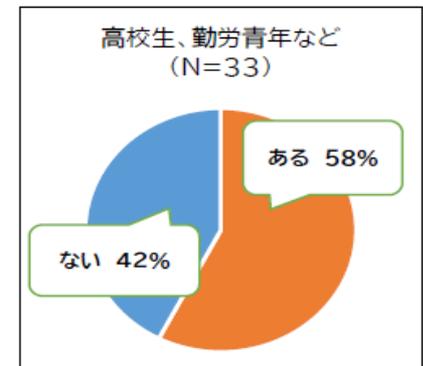
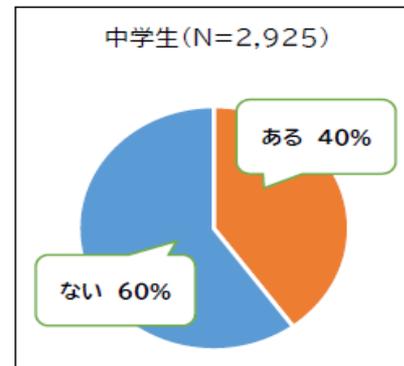
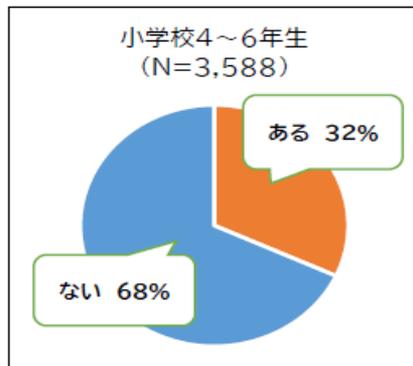
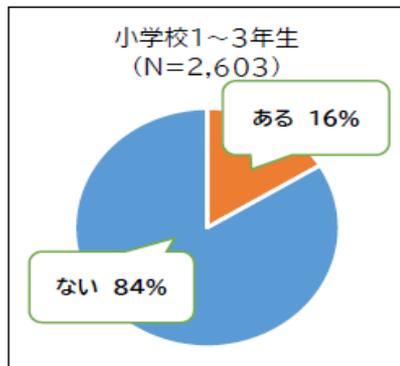
●奈良市等において実施し、子どもの権利の認知度等を調査している。

奈良市 子どもの権利に関するアンケート結果

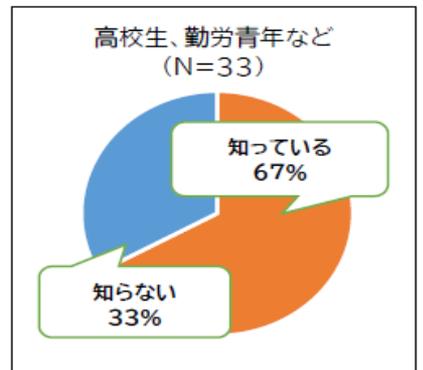
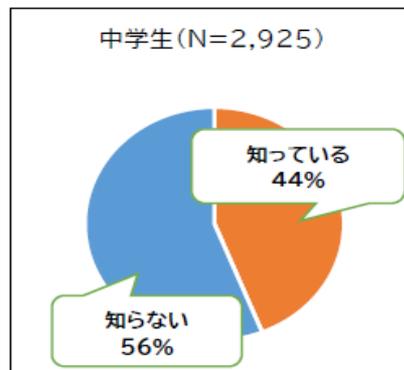
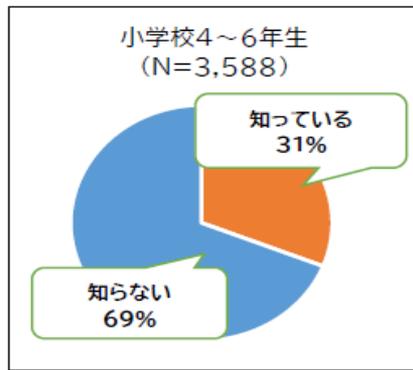
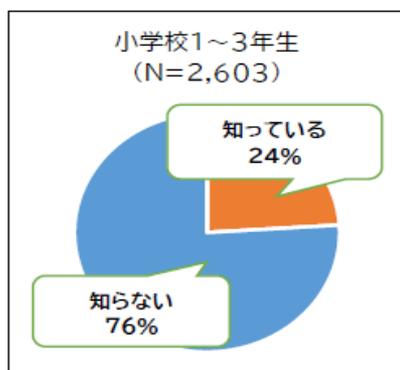
・回答期間:令和5年10月23日(月)~11月10日(金)

・回答数:小学校1~3年生 2,603人/小学校4~6年生 3,588人/中高生・勤労青年など 2,958人

【Q (必須)あなたはこれまでに「子どもの権利」という言葉を聞いたことがありますか。】



【Q (必須)日本には「こども基本法」という「子どもの権利条約」をもとに作られた法律があります。あなたはこの法律を知っていますか。】



※「知っている」=「くわしく知っている」+「知っている」+「聞いたことがある」

※令和6年12月10日福祉環境委員会において、川崎市と松本市について提示している。

⑤ オンブズパーソンによる周知啓発

●子どもワークショップ（東京都中野区）

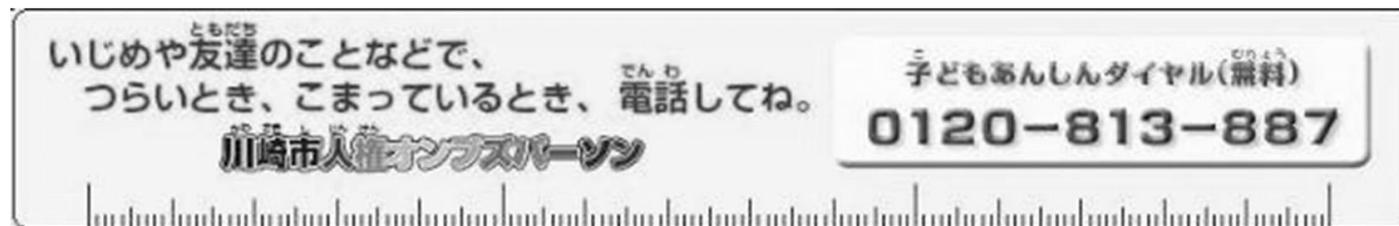
- ・子どもの権利の促進を図るものとして、子どもオンブズパーソンの活動として実施している。

●子どもの権利学習（東京都小金井市）

- ・ワークブックの作成や、授業内容の検討をおこなっている。

●相談カード等の配布、市政だよりへの掲載（川崎市）

- ・相談カード、啓発チラシを市内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校を通じて配布。



子どもあんしんダイヤルを記載した「相談カード」

●校内放送（松本市）

- ・松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知する目的で実施。各学校の状況に合わせて給食等の時間に実施。